

議案第 67 号

狭山都市計画事業上広瀬土地区画整理事業施行に関する条例を廃止する条例
狭山都市計画事業上広瀬土地区画整理事業施行に関する条例（昭和 62 年条例第
15 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成 26 年 11 月 26 日提出

狭山市長 仲 川 幸 成

提案理由

狭山都市計画事業上広瀬土地区画整理事業に係る清算事務の完了に伴い、狭山都市
計画事業上広瀬土地区画整理事業施行に関する条例を廃止したいので、この案を提出
するものである。